

## グリーンイノベーション基金事業の基本方針 骨子（案）

### 1. 目的・概要

NEDOに2兆円の基金を造成し、野心的な目標にコミットする企業等に対して、10年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援

### 2. 目標

＜アウトプット目標＞

個別プロジェクトによる野心的な2030年目標の達成

＜アウトカム目標＞

CO<sub>2</sub>削減効果及び経済波及効果

### 3. 支援対象

#### （1）対象分野

グリーン成長戦略において実行計画を策定している重点分野

#### （2）資金配分方針

- ・グリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という）が、想定プロジェクトの予算を見積もり、今後組成されるプロジェクト向けに一定の留保枠を確保しつつ、部会の下に設置する分野別WG（以下「WG」という）毎の「分野別資金配分方針」を作成
- ・「分野別資金配分方針」を踏まえて、WGがプロジェクト毎の優先度・金額の適正性を審議した上で、経済産業省が各プロジェクトの予算額を決定
- ・部会及びWGは、定期的（例えば、半年毎）に予算配分について議論
- ・上記の議論では、プロジェクト毎の優先度を、アウトカム目標への貢献ポテンシャル、政策支援の必要性、市場成長性・国際競争力等から評価

#### （3）プロジェクト規模

企業等だけでは取り組めない、国による支援が必要な事業規模として、従来の研究開発プロジェクトの平均規模以上を目安

#### (4) プロジェクト期間

研究開発・実証から社会実装までを長期間にわたって継続して支援する事業であることから、国による支援が短期間で十分なプロジェクトは対象としない

#### (5) 実施主体

- ・社会実装までを担える、企業等、収益事業の担い手が主な実施主体
- ・中小・ベンチャー企業の参画促進、大学・研究機関等の参画も想定

#### (6) 研究開発要素

野心的な研究開発目標の実現を目指す事業であるため、国が委託するに足る革新的・基盤的な研究開発要素を含むことが必要

### 4. 成果最大化に向けた仕組み

#### (1) 企業等の経営者に求めるコミットメント

研究開発の成果を着実に社会実装へ繋げられるよう、企業等の経営者が長期的に経営課題として取り組むことへのコミットメントを引き出すため、以下を求める

- ・経営者のコミットメントを明らかにした長期的な事業戦略ビジョンの提出
- ・経営者による WG への出席と今後の展望等の説明
- ・経営のコミットメント状況を示すマネジメントシートの提出

#### (2) コミットメントを高める仕組みの導入

##### ①取組状況が不十分な場合の事業中止・国費負担額の一部返還

経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であり、WG から改善点の指摘を受けても十分な対応が見られない場合には、事業を中止し、支払った委託費の一部返還等を求める

##### ②目標達成度に応じた国費負担割合の変動

企業等は、事業終了時に、社会実装の計画提出を条件に、目標の達成度に応じて、インセンティブを付与できる

### (3) 早期事業化の促進

## 5. 実施体制

### (1) 各主体の役割

#### 【A：グリーンイノベーションプロジェクト部会】

- ・「基本方針」の審議
- ・「分野別資金配分方針」の作成
- ・プロジェクトの中止意見の最終決議
- ・プロジェクト全体の監督・指導・助言 等

#### 【B：分野別ワーキンググループ (WG)】 ※3～4分野に分けて設置

- (グリーンイノベーションプロジェクト部会の下に設置、  
技術・経営・新規事業・金融等の専門家6～9名程度を想定)
- ・プロジェクトの「研究開発・社会実装計画」の審議
  - ・プロジェクトの取組状況の確認・改善点の指摘・中止意見
  - ・経営者との対話を通じた指導・助言 等

#### 【C：経済産業省（産業技術環境局）】

- ・「基本方針」の作成 等

#### 【D：担当省庁のプロジェクト担当課室】

- ・プロジェクトの「研究開発・社会実装計画」の作成 等

#### 【E：NEDO】

- ・公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払にかかる事務 等

### (2) プロジェクトのモニタリング・評価・広報

プロジェクトのモニタリング・評価の結果は、企業秘密を除き、原則公開

## 6. 事業の流れ

- ① 基本方針の策定
- ② プロジェクトの組成

- ③ プロジェクトの実施
- ④ プロジェクトの評価
- ⑤ プロジェクトの終了

## 7. その他

- (1) 基本方針の見直し
- (2) 基金事業の実施期間
- (3) 利益相反の取扱い・秘密保持
- (4) 事務局事業の見直し
- (5) 資金運用方法

(預金、国債等确实かつ有利な有価証券、元本が保証された金銭信託を想定)